

正田教諭分限免職取消訴訟ニュー・ス No.5 2007/11/12

第二回公判報告・報告会の様子 「支援の会」設立 署名運動開始

第2回公判報告

先月、10月22日(月)午後4時半から東京地方裁判所の619号法廷で、第二回公判が行われました。法廷は初公判ほど広い部屋ではありませんでしたが、大勢の方が集まってくださり、定員20名を1名上回ったため、何とか詰めて座って、満杯状態でした。

原告側の準備書面が事前に提出されており、今回は被告側からの書面が提出されるので、その打ち合わせと、また今後の裁判の進め方が、裁判官と代理人弁護士同士で打ち合わせられました。初公判では原告側からの希望で、原告側本人陳述がありましたが、今回はそのような陳述も、証人尋問もなく、争点についての法廷での弁護士同士のやりとりもないため、傍聴席では、その打ち合わせの様子をみているだけという状況でした。

ところでもっとも気になったのは、裁判官がこの裁判を早く終わらせたいといと考えているように見受けられることです。

もともと被告、都側は人事委員会では、正田教諭を分限免職処分にする前に、正田教諭の研修についてその成果を確認していません。それどころか、「研修」の成果など関係ない、そもそも成果を期待する「研修」ではなかったという論陣を張っていました。私はこの説明を読み、一体「研修」とはなんなのか。単に現場から引き離すとか、教員の判定をするための材料をつくる、その時間稼ぎのためだったのかと、「研修」制度の欺瞞性に憤慨する一方で、「研修」制度が本来の「研修」とは別目的で悪用されていることを、このように公の場で説明してしまっているのか、建前まで崩れてしまって大丈夫なのかと、返って都側の立場まで慮ってしまうほど、あきれていました。

ところが裁判官は初公判のときから被告側に、「研修の成果をみて判断しているのでしょう」と声をかけています。また今回も、すでに人事委員会で証拠資料の審理や証人尋問は十分したのでしょうか、改めて何かする必要がありますか、と語られています。

私は、これは大変なことだと心配になりました。人事委員会での判決があまりに理不尽なものであったため、今度こそは公正な裁定をと願っています。そのためには、裁判官にこの事件の重大性、学校破壊、教育破壊の突破口を開く恐れを抱えた事件であることをきちんと理解してもらわなければならないと痛感しました。

報告会

公判のあと、午後6時から7時まで、弁護士会館5階の509室で報告会を行いました。今回は弁護団も含め17人の参加でした。はじめて参加された方が8人いらっしゃいました。

はじめに正田教諭から、ネットニュー・スに情報を流したところ記事になったという報告等が紹介されました。そのあと、福島弁護士が今回の準備書面のポイント、また、裁判官が裁判を拙速に進めようとしていることが気になるという点を話されました。また次に津田弁護士が、分限免職処分を悪用することの問題点、また教師が校長の顔色を伺って本当のことを言わないようになれば、子どももそのようになりかねないこと、この裁判では教師の本来のあり方が問われているのだということ等を語られました。

参加したみなさんの様子を紹介しますと、まず、支援者のお二人が別の集会で配布してくださったチラシをみて、もと教員の方が参加されました。すでに退職されている方でしたが、お知り合いの教員の方たちが、今の校長のやり方では教育活動がとても行いにくくなり、ストレスを感じて早期退職してしまったという話をよく耳にするとのことで、今の

学校はどうなっているのかと、とても心配されていました。

チラシを配布をしてくださった二人のうちのお一人、またはじめの呼びかけの eメールをその方に転送してくださった方、いずれも教員の方ですが、今回、公判、傍聴にはじめて参加してくださいました。そのうちのお一人はご自身も校長によるいやがらせで、もっとも都合の悪い遠方の学校に異動させられ、管理職の横暴を痛感されているようでした。

また、いわゆる「荒れた」学校の仕事の多忙さからか、心の病になりかけて休職を希望したのにすぐには認められず、病気をこじらせてしまい、その後、結局、休職し、しかし回復して職場に復帰しようとしたときには、今度は復帰を阻止され、ついに自発的退職にまで追い込まれたという、体験をお持ちの方も参加してくださいました。

大学生も二人参加し、社会問題を目の当たりにして、問題をきちんと見ていく必要を実感したと語っていました。

前回参加してくださった、疋田教諭の教え子の方は、今回はご夫婦で参加してください、またお友達も連れてきてくださいました。そのお友達は、疋田教諭がかつて勤務していた学校の隣の学校の生徒でしたが、中学生当時、疋田教諭にいろいろと教えられ、励まされてきたこと、ご自身の抱えてきた厳しい体験を語ってくださいました。

前回遠方から参加してくださった教員の方も、再びご参加ください、人事委員会で疋田教諭が最後に提出した請求人陳述を読んで驚いたこと、長文のこの陳述書が実態を明らかにしていると語り、他の参加者の方々もこの発言に共感されていました。その方はさらに、「何とか裁判に勝ち、そのあかつきには、この陳述書をもとにドラマをつくって、疋田教諭を主人公に、自分たちが脇役を務め、真の教育のあり方を訴えたい」と語ってください、この発言にみんな笑いながら、元気を取り戻しました。

前回参加し、この裁判のためのチラシもつくり、さらに印刷して、教育集会で配布してくださった方も再び参加してください、運動の進め方について積極的な提案をしてくださいました。

弁護団の一人で、もと疋田教諭の同僚の方は、今回の事件の問題点を詳細に指摘してください、校長が、通常の教員感覚の常識では考えられない見解を、人事委員会においてさえ平気で述べている異常さを、具体例をもって指摘されました。その一つは、部活動についてです。校長は、疋田教諭が部活動の指導のために職員室から離れている時間多く、そのために職員室で行う仕事が後回しにされていたと、人事委員会の場で、堂々と批判していました。「疋田教諭は部活動の指導をしたあと、それらの仕事をしたのだが、こういう対応そのものを批判するというのは、通常の学校での教育感覚では考えられないことだ。学校ではこれまで、部活動についてはできるだけ立ち会い、指導はもとより、事故や問題が起きないように配慮することが大事とされてきた。それなのにこの校長は、生徒たちの課外活動を指導する上でのそのような大原則に抵触していることさえ自覚していぬかのように、人事委員会の場でそのような発言している。これは異常だ」とのご指摘でした。

生徒のことを第1には考えず、もっぱら、外から事務的に評価される部分を優先させる。しかもそのことを、もう、やましいとさえ思わない。そのような感覚が、学校に蔓延してきているのかもしれない。私はそんな風にこの指摘を受けとめました。

一通り意見交換したあと、私、荒井容子の方から「疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会」立ち上げの提案と、また署名運動の提案を行いました。

そして皆さんから修正等、さまざまなお意見をいただき、これを持ち帰って、いよいよ支援の会と署名運動をはじめることになりました。詳しくは以下で説明させていただきます。

「正田教諭分限免職取消訴訟支援の会」の設立

この「支援の会」は、署名運動をはじめると必要であることと、また、支援くださっている皆様との間の連帯感を強くするために設立します。

当初、すこし細かい規定をもちこんだ規約を準備していましたが、もっとシンプルなものがいいというご提案をうけて、以下のようにします。

設立趣旨 正田教諭に対する不当な分限免職処分の取消を求める裁判について、原告、正田教諭を支援する人々の輪を広げ、この訴訟が提起する問題を広く社会に訴えていくために設立する。

会の目的 正田教諭に対する不当な分限免職処分の取消を求める裁判について、原告、正田教諭を支援するための活動を行うことを会の目的とする。

会員 すでに支援してくださっているみなさまはもちろん、今後、新たに支援くださるみなさまも、その意志がある方はみな会員と考えさせていただきます。

会の事務局

当面、荒井容子が担当する。

事務局連絡先 eメールの送付先 yfe12833@nifty.com

郵送先 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342

法政大学社会学部 荒井容子宛

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

会員との連絡は基本的にeメールにて行うが、必要に応じて郵送も用いる。

またホームページも情報伝達の間として積極的に活用していく。

みなさま、どうぞ、この「支援の会」をよろしく願います。

署名運動について

趣旨 この裁判のことを多くの人に伝える手段とする。

原告、正田教諭への支援の輪を広げる。

裁判への関心の高さ、正田教諭を支援する力の大きさを裁判官に訴える

方法 インターネットのホームページ上に署名用紙を掲載(アップ)し、会員を中心に、その他、関心をもってくださる方それぞれで、署名用紙をダウンロードしていただき、署名を集めていただく。集まった署名については、事務局に郵送していただくか、スキャンしたものをPDFファイルでeメールにて送っていただき、事務局でこれを取りまとめ、裁判所に提出する(もし裁判所からスキャンしたものは無効だと言われた場合には改めて、元の署名用紙の郵送をお願いしますので、集めてくださった署名用紙は大切に保管しておいてください)。

期限 何回かに分けて、集約するが、この東京地裁での裁判が終わるまで継続する。

第1次集約 12月10日公判時まで

この署名用紙は早速、ホームページにアップしますので、是非よろしくご協力のほどお願いいたします。

編集後記

私、荒井容子がこの間あまりに多忙だったため、第2回公判直後に、ホ - ムペ - ジに簡単な報告と原告側準備書面をアップして以後、ずっと公判の報告ができず、予告していた署名運動のご提案をできないままで申し訳ありませんでした。

支援者の方からご心配いただき、何とか、活動を再開しました。

なお、公判直前・直後のホ - ムペ - ジ更新で、裁判関連資料に、疋田教諭に研修を命じたときの、教育委員会・校長による矛盾した職務命令をアップし、コメントをつけておきました。また、新聞による「体罰」報道についても、まだ記事で抜けているところがありますが、記事リストと一部の記事についてはコメントもアップしました。一つ一つの記事について、すでにその記述内容に対する反論 - 事実誤認・誤報の指摘 - を用意してありますが、記事の引用方法など、著作権に配慮して、もう少し検討したうえで、アップしたいと考えています。

署名運動、第1次集約まで1ヶ月を切ってしまいました。みなさま、それぞれお忙しいことと思いますが、どうぞ、署名運動の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますよう、よろしく願います。

荒井容子

疋田哲也教諭分限免職取消訴訟eメ - ル yfe12833@nifty.com

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>